

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	エネルギー政策への国民理解の重要性 －資源エネルギーに関する調査会の提言から－
著者 / 所属	平金里櫻野 / 第三特別調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	452号
刊行日	2022-12-16
頁	96-104
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20221216.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20221216.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

# エネルギー政策への国民理解の重要性

## — 資源エネルギーに関する調査会の提言から —

平金 里櫻野  
(第三特別調査室)

1. はじめに
2. 国民理解をめぐる主な論点
  - (1) エネルギー政策
  - (2) 原子力発電
    - ア 原子力規制に対する国民の信頼の確保
    - イ 高レベル放射性廃棄物の処分（地層処分）
    - ウ ALPS処理水の海洋放出
    - エ 避難計画
  - (3) 再生可能エネルギー
  - (4) カーボンニュートラル政策
  - (5) 電力需給のひっ迫
3. おわりに

### 1. はじめに

2022年6月、資源エネルギーに関する調査会は、原子力等エネルギー・資源に関する調査報告を取りまとめ、議長に提出した。この報告には、資源エネルギーの安定供給の確保とカーボンニュートラルの両立について、7本の柱から成る提言が掲げられた<sup>1</sup>。

本稿は、この提言のうち「国民が（電源）立地について自分事として考えるための取組が必要であり、そのためには、国民の不信や不安を払しょくするために必須となる客観的な情報を、適切な形で公開することや、国民が関心の度合いや背景知識の多寡によらず十

<sup>1</sup> 本調査会は2019年10月4日に設置され、3年間を通じた調査テーマを「資源エネルギーの安定供給」として調査を実施した。本調査会に係る提言全文を含む調査報告の概要は、金井千亜紀「原子力等エネルギー・資源に関する調査報告—資源エネルギーの持続可能性—」『立法と調査』No. 447（2022. 7）28～42頁を参照されたい。

分理解できるように丁寧かつ十分な説明をしていくべき」として挙げられた「立地に寄り添った施策を国民理解とともに進めることの重要性」に係る調査会における主な議論を概観しようとするものである。

## 2. 国民理解をめぐる主な論点

### (1) エネルギー政策

第6次エネルギー基本計画（2021年10月閣議決定）は、エネルギー政策に対する国民理解について、「我が国のエネルギー事情の全体像を、関心度合いや背景知識の多寡によらず、誰もが十分に理解し、関心を持って情報に接することができるようにするための情報提供が肝要である」とし、「政府としても、継続的な改善を図りながら、我が国が直面するエネルギー事情の理解につながる広報を、積極的に行っていく」としている。

この点に関して、調査会に出席した参考人（以下単に「参考人」という。）は、大事なことは、日本は資源を持たざる国であることを国民全般が認識し、その上で何ができるかを考えることであり<sup>2</sup>、石油は一朝事あった時には戦略物資になるということ、まずは日本国民の一人一人が肝に銘じるぐらいのPRが必要であるとの見方を示した<sup>3</sup>。また、これまで日本のエネルギー環境政策等は、行政側と一部の産業界や専門家だけで議論されてきたため、国民の参加等、民主的プロセスを経て戦略を形成、実施するべきとの指摘があった<sup>4</sup>。

また、調査会委員から、エネルギー政策に限らず国の大きな政策判断をする際、国民の意見、声、意識、これをどう酌み取り反映させ、あるいは変えていくかが最も難しく、「世論」の読み方のうち、「セロン」は、瞬間的、表層的な国民全体の声、「ヨロン」は、より深く、メリット、デメリットを理解しながら何が適切かを考えた声であり、この二つのバランスが大変難しいとし、現在、東京電力福島第一原子力発電所事故直後のような反原発といったセロンが惹起された状況からは少し落ち着いているが、ヨロンは醸成できるのかとの問いがあった<sup>5</sup>。

これに対し、参考人からは、今は電気料金等が上昇し、それを抑えるための原子力発電の活用が全くできない状況にあり、これを国民に説明しセロンに波紋を広げたとしても、例えば再稼働により電気料金が下がった事例もあるため、そうした一瞬のセロンには耐えるしかないとした<sup>6</sup>。

さらに、岸田内閣総理大臣が、2022年1月17日の施政方針演説で、2050年カーボンニュートラル目標実現に向け、送配電インフラ、蓄電池、再エネ始め水素、アンモニア、革新原子力、核融合などを非炭素電源として掲げたことについて、調査会委員より、革新原子力は小型原子炉を含むものと受け止めているが、革新原子力を非炭素電源と位置付け、再エネと同様に掲げたことは、第6次エネルギー基本計画において、原発依存度

<sup>2</sup> 第201回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第1号16頁（令2.2.12）

<sup>3</sup> 第201回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第1号9頁（令2.2.12）

<sup>4</sup> 第204回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第5号3頁（令3.4.21）

<sup>5</sup> 第208回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第3号10～11頁（令4.2.16）

<sup>6</sup> 第208回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第3号11頁（令4.2.16）

を可能な限り低減するとしていることと矛盾し、原子力発電への国民の不信が解消されない中で、基本計画とは異なる方向性が示されたものであり、政府は、原子力の諸課題をすぐに整理し、原子力政策を国民に示す必要があるとの指摘があった<sup>7</sup>。

これに対し、政府は、原子力発電は、安全を最優先に、再エネ拡大を図る中で可能な限り依存度を低減することが政府の一貫した方針であるとした上で、安全性に加え安定供給、経済効率性、環境適合の全てを満たす完璧なエネルギー源は存在しないことから、今後の技術革新などの不確実性を踏まえ、再エネ、原子力、火力、水素、CCUS<sup>8</sup>など、あらゆる選択肢を追求して2050年カーボンニュートラルを目指すことが重要であり、小型モジュール炉や高速炉等を含む革新原子力について、国際連携や民間の創意工夫を活用し、研究開発や技術実証を推進し、将来を見据えた人材育成を進めていくとした<sup>9</sup>。

## (2) 原子力発電

第6次エネルギー基本計画は、原子力発電を、「依然として、国民の間には原子力発電に対する不安感や、原子力政策を推進してきた政府・事業者に対する不信感・反発が存在し、原子力に対する社会的な信頼は十分に獲得されていない」とした。この点に関し、次のような議論が行われた。

### ア 原子力規制に対する国民の信頼の確保

調査会委員からの、原子力規制委員会として原発に係る国民からの信頼回復のためには、何が必要で、また、どういう形で原子力の安全性を国民に理解してもらうべきかとの問いに対し、原子力規制委員会は、設置当初の思いを風化させず、独立した意思決定、透明性の確保、事業者との規制に係る意見交換等に努めることは不可欠であり、事業者及び当局とともに、安易に安心を語らない姿勢を貫き、共に信頼回復に向けた努力を続けることが重要であるとした<sup>10</sup>。

2020年1月17日、広島高等裁判所は「伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件」について、原子力規制委員会の判断には、判断の過程に過誤ないし欠落があったといわざるを得ないとして、原決定を取り消し、本案訴訟の第一審判決の言渡しまで伊方発電所3号機の原子炉を運転してはならないと判示した<sup>11</sup>。

これに関し、調査会委員は、裁判所の判断と原子力規制委員会の判断が異なるため、予見可能性という意味で、誰の何を信じればよいかという問題になっていると指摘し、原子力規制委員会の基準に沿って造られたものが、同じ国家機関の裁判所で否定されるといったことを繰り返さないためにも、原子力規制委員会は、訴訟に何らかの形で参加する必要があると指摘した。また、民と民の話であるとして裁判への参加は慎重で、異

<sup>7</sup> 第208回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第2号6頁(令4.2.9)

<sup>8</sup> 二酸化炭素回収・有効利用・貯留(Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage)。

<sup>9</sup> 前掲脚注7

<sup>10</sup> 第201回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第2号5頁(令2.2.19)

<sup>11</sup> 伊方原発は、2017年12月に広島高等裁判所より運転差止仮処分決定が出され、2018年9月25日、同高裁により同決定が取り消され、同年10月27日に再稼働した。その後定期検査のため停止し、2020年4月27日の運転再開に先駆けて、二度目の運転差止仮処分決定が広島高等裁判所によりなされたものである。

なる結果が出た際に審査は正しかったと言い続けることで、国民から、原子力規制委員会の判断に対する信頼が生まれるのか、非常に疑問であるとした<sup>12</sup>。

これに対し、原子力規制委員会は、国が直接の当事者でない訴訟について、当委員会が何らかの裁判手続により訴訟追行することの可否及びその要否は、個別の事件ごとに裁判手続について定めた法律の規定等に照らし、関係省庁とも十分に調整の上で慎重に判断すべきとの姿勢、方針を堅持しており、いずれにしても、裁判手続で原子力規制委員会の参加が認められるケースは非常に少ないと認識しているとした<sup>13</sup>。

また、新基準適合審査に合格した原子炉に問題はないと科学的、技術的に言い切るのであれば、原子力規制委員会が、国民が技術的、科学的に安心できるものと認識できるような説明を併せて行う必要があるとの指摘に対し、原子力規制委員会は、原子力の規制当局が安心という言葉を使わずらに使うようになったら危険な兆候と考えており、安全については語るが、安心という言葉を使うことには極めて注意深くあるべきとし、審査内容について今後も説明責任を果たし、分かりやすい説明に努めるが、それは安心してもらおうための努力とは違うとした<sup>14</sup>。

#### イ 高レベル放射性廃棄物<sup>15</sup>の処分（地層処分）

地層処分については、2017年7月の国による科学的特性マップの公開に合わせ、地層処分を社会全体で解決すべき課題として理解を深める目的で、原子力発電環境整備機構（NUMO）の対話活動計画（2017年7月28日）に基づいて対話型全国説明会が実施されている。2018年5月の開始以来、2018年度54回、2019年度30回、2020年度10回、2021年度18回、実施されている<sup>16</sup>。

また、2021年11月17日、北海道の2町村において、処分地選定の最初のステップである文献調査<sup>17</sup>が約2年を目途として開始され、これまでに地層処分事業に係る「対話の場」が寿都町で13回、神恵内村で10回実施されている<sup>18</sup>。

調査会委員から、地層処分地選定過程における地域住民の意見の反映状況について指摘があり、政府からは、地域の理解なくして進めることはできず、国としては、地域における丁寧な議論の積み重ねが何よりも重要で、合意形成の方法は、各自治体の判断を尊重することが重要と考えるとした。そして、寿都町と神恵内村では、文献調査に当たり住民投票は行われなかったものの、住民説明会を複数回にわたり実施するとともに、議会における議論を踏まえた町長、村長の判断を最大限尊重すべきと考えるとした。さ

<sup>12</sup> 第201回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第2号3頁（令2.2.19）

<sup>13</sup> 同上

<sup>14</sup> 第204回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第2号19頁（令3.2.17）

<sup>15</sup> 原子力発電の運転に伴って発生する使用済燃料を再処理した際に生じる放射能レベルの高い廃液を高温のガラスと溶かし合わせて固体化したもの。安定した物質で、それ自体に爆発性はない。

<sup>16</sup> 原子力発電環境整備機構「高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する対話型全国説明会」〈<https://www.numo.or.jp/setsumeikai/>〉（2022年11月28日最終アクセス）

<sup>17</sup> 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき行われる、地質図や学術論文などの文献・データを基にした机上調査で、約2年を目途としている。なお、机上調査終了後、市町村長及び都道府県知事の反対がある場合は、次のステップである概要調査には進まない。

<sup>18</sup> 原子力発電環境整備機構「文献調査について」〈<https://www.numo.or.jp/chisoushobun/ichikarashiritai/status.html>〉（2022年11月28日最終アクセス）

らに、地域において、本事業について様々な意見があることを十分承知しており、これら2町村の対話の場を始め、ありとあらゆる機会を通じ住民に様々な情報提供をし、住民の意見も直接伺い、本事業の検討を深めていただけるよう積極的に取り組むとした<sup>19</sup>。

また、調査会委員より、近隣自治体を始め関係する自治体の意見が反映される仕組みになっていないとの指摘があった。これに対し、政府は、処分地選定プロセスは、長い年月を掛けて、地域の理解を得ながら丁寧に調査の段階を踏みつつ取り組むもので、隣接始め周辺市町村の意見は、基本的には知事の意見に反映されると考えるが、国は、文献調査の期間を通じ、周辺の市町村に対しても、地域の声を踏まえつつ積極的に説明や情報提供を行い、事業に係る幅広い理解を得られるよう取り組むとした<sup>20</sup>。

地層処分は全国民が自分のこととして考えなければならないにもかかわらず、現状、北海道での議論となっており、このまま国全体ではなく北海道だけの問題になってしまうことを懸念するとの調査会委員の指摘に対し、政府は、地層処分は、日本社会全体で解決しなければならない重要な課題とした上で、全国のできるだけ多くの地域に関心を持っていただくとともに、積極的に対話活動に取り組み、調査対象の自治体を増やす努力をしていくとした<sup>21</sup>。

#### ウ A L P S 処理水<sup>22</sup>の海洋放出

2021年4月13日、国はA L P S 処理水の処分に関する基本方針を決定し<sup>23</sup>、2年後（2023年春）を目途に海洋に放出するとした<sup>24</sup>。政府はこの決定に先立ち、「多核種除去設備等処理水の取扱いに係る関係者の御意見を伺う場」を2020年4月から10月にかけて7回開催するとともに、約4か月にわたって書面での意見募集を行った。

調査会委員より、A L P S 処理水の海洋放出に関し、東京電力は、国内外に対する徹底かつ丁寧な説明と適宜の情報開示をすべきであり、特に地元住民や漁業関係者に対し丁寧に説明しながら、信頼回復に努める必要があり、その上で、一定の納得に基づいた処理水の海洋放出を開始する必要があると指摘した。これに対し、東京電力は、A L P S 処理水の処分は、風評を発生させないように取り組むことが重要であり、そのためには、国内外への正確で分かりやすい情報発信が大変重要であって、当事者として、安全を確保した設備設計や運用、科学的根拠に基づく正確な情報の国内外への発信、モニタリング強化など、風評抑制の取組を進め、加えて、風評被害が懸念される産業向けに、関係者の意見、要望を伺い、風評対策に取り組み、それでも起こり得る風評被害への賠償等は、関係者の意見を伺いながら適切に対応するとした<sup>25</sup>。

また、原子力規制委員会は、A L P S 処理水の処分方法は、政府全体で決定した上で、

<sup>19</sup> 第204回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第2号8頁（令3.2.17）

<sup>20</sup> 第204回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第2号7～8頁（令3.2.17）

<sup>21</sup> 第208回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第2号7頁（令4.2.9）

<sup>22</sup> 東京電力福島第一原子力発電所の建屋内に存在する放射性物質に汚染された水を、多核種除去設備（A L P S）などを使い、トリチウム以外の放射性物質を規制基準以下まで浄化処理した水。

<sup>23</sup> 全国漁業協同組合連合会は、同日、本決定に強く抗議するとの会長声明を发出している。

<sup>24</sup> 東京電力による「福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水（A L P S 処理水）の海洋放出に係る放射線影響評価報告書（設計段階・改訂版）」（2022.4）において、2051年までを放出期間としている。

<sup>25</sup> 第208回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第2号12～13頁（令4.2.9）

具体的な手順は実施主体の東京電力が計画すると認識しており、一義的には東京電力がその説明責任を果たすべきもので、東京電力は国の背後に隠れることなく、主体的に自らの言葉で関係者へ情報を発信し、責任を果たすべきであるとともに、ALPS処理水の処分では、風評被害に対する懸念が非常に大きな問題と認識しており、基本的には市場、消費者の反応への懸念のため、国内外へ広く情報を発信することが重要とした<sup>26</sup>。

さらに、調査会委員からの、トリチウムに関する国民理解の促進強化の必要があるとの指摘に対し、政府は、できるだけ多くの者や国際社会の理解を得ることが重要であるため、ALPS処理水の安全性を、科学的な根拠に基づき丁寧に説明することや客観性と透明性の高い情報発信を分かりやすく行うことが必要であるとした。例として、ALPS処理水に関する意見交換や説明会の開催を行い、双方向のコミュニケーションの場を設けることや、リーフレットや解説動画等の広報コンテンツを作成し、地元自治体で配布することに加え、SNSやネットメディア、ホームページ等を活用した発信を行う等、より幅広い者へ効果的に発信すること、また、外国政府に対して、在京外交団や在外公館、国際会議の場などを通じた説明を行うことや、経済産業省や外務省等のホームページで広報資料を英語で掲載するといった取組を一層強化すること、さらに、国際的な情報発信も重要であり、あらゆる機会を捉え、政府一丸となって、国内外の理解醸成に向け、科学的根拠に基づく情報発信を分かりやすく行うことを挙げた<sup>27</sup>。

## エ 避難計画

原子力発電所からおおむね30km圏の地域を含む自治体は、災害対策基本法、防災基本計画、原子力災害対策指針等に基づき、避難方法や避難経路等を記載した避難計画を策定することとされている。

2021年3月18日、水戸地方裁判所は「東海第二原子力発電所運転差止等請求事件」について、30km圏内に94万人が暮らす全国で最も人口密集地帯に当たる原子力発電所であることを踏まえ、実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が整えられていると言うには程遠い状態として、東海第二原子力発電所の運転を認めないとした。

調査会委員より、この判決に関し、対象14市町村のうち5市町のみが避難計画策定済みの実態を踏まえ、全ての避難計画の完成見通しが問われた。これに対し、政府からは、東海第二地域の緊急時対応に関し、茨城県や関係省庁が参加する東海第二地域原子力防災協議会の枠組みの下で避難先施設や避難車両の確保、要支援者の対応などの各種課題について関係自治体等と検討、調整を進めており、現時点でいつ頃までに完成するとの確たる見込みは立っていないとし、対象人口が多く、避難先の確保や避難車両の確保等の様々な課題があるとした<sup>28</sup>。また、人口密集地で避難計画が作れない場所は立地に問題があるとして、立地審査指針を見直す必要性が指摘され、原子力規制委員会は、防災対策は、審査でどれだけ対策を尽くしても重大事故は起きるとして考えるべきで、立地指

<sup>26</sup> 第201回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第5号11頁（令2.5.27）

<sup>27</sup> 第204回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第4号11頁（令3.4.14）

<sup>28</sup> 第208回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第2号19頁（令4.2.9）

針と防災は独立して考えるべきとした<sup>29</sup>。

さらに、調査会委員から、原子力のリスクを一義的に引き受けるのは立地自治体であり、その住民の安全確保は何より優先すべきであるとし、立地地域における避難道整備は国を挙げて早急に行うべきとの指摘があった<sup>30</sup>。

### (3) 再生可能エネルギー

第6次エネルギー基本計画は、再エネを、「温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源であるとともに、国内で生産可能なことからエネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な国産エネルギー源である」とし、「S + 3 E<sup>31</sup>を大前提に、」その「主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す」としている。

参考人より、国民の再エネ普及の意欲に関し、メリットが見えるような制度設計に改めることで、エネルギーの大宗を再エネにすべきとの国民の声を具体的なメリットにつなげていく必要があるとの指摘があった<sup>32</sup>。また、乱開発、再エネ賦課金による高額な国民負担といった再エネの負の側面が少しずつ見えてきており、再エネへの国民の正確かつ深い理解の増進が求められるが、そのために何が必要かとの問いに対し、基本的には地域との合意形成が重要で、自分事かどうかで人々の対応は全く異なるため、国民がオーナーシップを持つことが重要との指摘があった<sup>33</sup>。さらに、既に商用化された技術を十分活用するための社会経済システムのイノベーションが重要であり、国や自治体が再エネを含めたCO<sub>2</sub>削減目標をもう一度見直し、その目指すところを国民によく伝え、社会的に共有していく必要があるとの指摘があった<sup>34</sup>。

また、これまで384<sup>35</sup>自治体がカーボンニュートラルに向け、2050年までのCO<sub>2</sub>排出実質ゼロ宣言を行っている点に関し、政府は、地域の合意形成が大事であって、地域の合意なくして再エネを導入することは再エネに対する信頼を崩すことにもなるとし、例えば地熱発電は開発リスクがある一方でポテンシャルがあり、そうしたものの活用について地域の理解がなければ進まないことから、自治体の理解とともに地域住民の理解に向け、丁寧な説明をすとした<sup>36</sup>。

### (4) カーボンニュートラル政策

菅義偉内閣総理大臣（当時）は、2020年10月26日、2050年までに温室効果ガスの排出を

---

<sup>29</sup> 前掲脚注28

<sup>30</sup> 第208回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第5号15頁（令4.4.20）

<sup>31</sup> 安全性（Safety）を前提とした上で、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上（Economic Efficiency）による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合（Environment）を図るという、第6次エネルギー基本計画に記載されたエネルギー政策の基本的視点。

<sup>32</sup> 第201回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第3号17頁（令2.2.26）

<sup>33</sup> 第208回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第3号11～12頁（令4.2.16）

<sup>34</sup> 第208回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第1号8頁（令4.2.2）

<sup>35</sup> 2022年10月31日時点で2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体は797自治体。

<sup>36</sup> 第204回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第6号6～7頁（令3.5.12）



全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言した。また、第6次エネルギー基本計画には、2050年カーボンニュートラル及び2030年度の2013年度比で46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな温室効果ガス排出削減目標の実現を目指すことが記された。

カーボンニュートラル政策に関しては、参考人より、ドイツでは東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、脱原発に踏み切るかどうか、国民の各層が参加する対話型の議論を長期間行ったとし<sup>37</sup>、同国では産業部門を高コストから守り国際競争力を持たせるため、家庭部門がそのコストを負担しているが、日本でも大事な製造業基盤を残すために同様の議論をしなければならない時期が来ることを踏まえ、国民理解を深めていく必要性が指摘された<sup>38</sup>。また、脱炭素化と再エネ主力電源化に関し、土地や景観も含めた地域の資源を大事に、地域参加型を軸としてきめ細かな制度設計を行うことが求められているとの指摘があった<sup>39</sup>。

他方、政府は、カーボンニュートラルを達成するために、個人消費におけるCO<sub>2</sub>の削減も大切な観点であり、国民生活の中での理解が個人生活の変革にもつながるとした<sup>40</sup>。また、CO<sub>2</sub>の削減実績のみに焦点を置いたキーテクノロジーによる削減実績の可視化を進めることが必要との指摘に対し、国の取組や今後の戦略について、国内外への分かりやすい発信に取り組んでおり、引き続き、国民や主要国が日本の取組を十分に認識するよう、効果的な情報発信を行うとした<sup>41</sup>。

#### (5) 電力需給のひっ迫

政府による効果的な情報発信は、ここまで述べてきた政策への反映を前提としたものだけでなく、国民の生活に関わる場面では適時適切に行われなければならない。こうした観点から、電力需給ひっ迫に際しての政府の情報発信の在り方が問われた。2021年1月、折からの断続的な寒波、石炭火力発電のトラブルによる計画外停止、LNG供給国側の施設トラブル等により、電力需給ひっ迫が懸念された。また、2022年3月には、悪天候と地震による火力発電所停止等により、電力需給ひっ迫警報が発出され、国民に対しても節電協力依頼があった。さらに同年6月、猛暑と発電所の補修計画の重なり等により、ひっ迫注意報及びひっ迫準備情報が出された。

2021年1月のひっ迫時は、全ての電気事業者が加入する電力広域的運営推進機関が電気事業者に対する発信を行い、政府は経済産業大臣が記者会見において状況説明を行った。これについて、調査会委員から、電力のような社会インフラの供給整備は国にも大きな責任があり、有事に備えるために、ホームページへの掲載で国民に広く知らせる等、積極的に情報発信を行うべく情報発信体制を見直すべきとの指摘があった。これに対し、政府は、今般は電気事業者に対する要請で広域的には安定供給が確保できる見通しだったことから

<sup>37</sup> 第204回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第5号14頁（令3.4.21）

<sup>38</sup> 第204回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第5号12～13頁（令3.4.21）

<sup>39</sup> 第208回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第3号18～19頁（令4.2.16）

<sup>40</sup> 第204回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第6号7頁（令3.5.12）

<sup>41</sup> 第208回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第5号10頁（令4.4.20）

国民に対する節電要請等が必要な状況には至らなかったとし、今後、包括的な検証を踏まえて情報発信の在り方を検討するとした<sup>42</sup>。

2022年3月のひっ迫時は、政府はSNSやホームページを通じ、国民に電気の効率的な使用を呼び掛けた。調査会委員からは、メディアを通じて広く周知が行われた一方、ひっ迫警報に際し、何をどこまですればよいか分からなかった等の声があるとして、具体的な行動指針の検討の必要性が指摘され、政府は、対応を真摯に検討・検証するとした<sup>43</sup>。

#### 4. おわりに

現在、気候変動対策に対応するため、脱炭素化、すなわち火力発電における脱石炭等の取組が世界的に求められている。その一方で、ロシアによるウクライナ侵略によって欧州ではエネルギー危機が顕在化しつつあり、石炭火力発電への回帰といった動きが見られる。このような地球全体に大きな影響を及ぼす諸課題が山積する情勢にあつて、エネルギーの多くを海外に頼る日本にも大きな影響が生じている。

また、日本では原子力発電への社会的な信頼は十分ではなく、現状、電源の選択余地は大きくない。さらに、エネルギー技術には蓄電池等、技術革新を待たなければならないものがある。このようなエネルギーを取り巻く状況について国民が正しく理解することは、持続可能な日本社会を構築していくための基礎的な条件とも言える。そのため、政府は第6次エネルギー基本計画等に掲げられた国民理解や情報公開の取組を一層強化するとともに、本調査会の提言を踏まえ、国民のエネルギー政策への理解を深めるべく、丁寧で効果的な取組を進めることが期待される。

(ひらかね りさの)

---

<sup>42</sup> 第204回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第2号15頁（令3.2.17）

<sup>43</sup> 第208回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第5号9頁（令4.4.20）